

会議録名	令和5年佐久市人権同和教育推進協議会		
日時	令和5年7月4日(火)	開始時間	10:00 ~ 12:00
開催場所	佐久市役所南棟3階会議室		
出席者	<p>【委員】</p> <p>小林光男会長、金森輝雄副会長、磯貝源夫、柳澤優子、柳沢礼子、上原一善、山浦励一、重野吉祥、竹重知幸、土屋正、小井戸太一、朝倉慶一、岡本佳久 (欠席委員6名)</p> <p>【事務局】</p> <p>教育長 吉岡道明、社会教育部長 依田誠、人権同和課長 小林智恵、人権教育男女共生係長 小泉啓恵、人権教育男女共生係 石黒健、社会教育指導員 吉澤隆</p>		
提出資料	<p>佐久市人権同和教育推進協議会次第 委員名簿 令和4年度人権同和教育事業報告 令和5年度人権同和教育事業計画 佐久市犯罪被害者等支援条例関係書類 佐久市人権同和教育推進協議会要綱 長野県パートナーシップ届出制度パンフレット</p>		
内容	<p>1 開 会 進行：社会教育部長</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 自己紹介</p> <p>4 会議事項</p> <p>(1) 令和4年度 人権同和教育事業報告について</p> <p>質疑意見</p> <p>(委員)</p> <p>一つ質問ですが、令和4年度事業報告(8)のところですね。</p> <p>学校における人権同和教育への支援体制ということで、市の人権同和教育推進員の皆さんが各学校へ派遣して同和教育を行うということですが、今年度はゼロということで、結局これやってないっていうか、声がかからなかったっていうことなのか、その辺をお聞かせください。</p> <p>それから前年度の実績が棒線になっておりますが、これがどういう意味なのかも教えてください。</p> <p>(事務局)</p> <p>前年度の実績ですが、3年度と比較しやすいようにお示ししている部分になります。(8)の学校における人権同和教育につきましては、各学校からの依頼がなかったということでゼロと書かせていただきましたが、まだまだ人権同和課の方で、各学校の問題があるのかなのか、そういったところの洗い出しができていないというのが課題としてありますので、今年度以降学校とそういった人権問題について先生が悩みを持っているのか、きちんと聞き取りできるような機会を設けましてしっかりと対応していきたい。人権同和教育推進員の皆様からも学校とそういった話し合いをできる場をぜひ設けてほしいとご意見がありました。</p> <p>推進員の皆さんは校長先生を終えられた方が多く在籍していただいておりますが、現在現役の先生方とそういったお話をする機会がなかなかないというふうに、会議の中でご</p>		

意見をいただいています。学事職員会議でしたり、人権同和教育研究委員会というものが、組織されておりますのでそこを通して、意見交換、課題解決に向けた話し合い等できるように調整をしていきたいというふうに考えております。

前年度実績のところ、斜めの線が引いてあるのは、学校における支援体制というのが令和4年度から始まったものになりますので、4年度はその支援体制というものがなかったのが棒線になっております。

(2) 令和5年度 人権同和教育事業計画について

(3) 佐久市犯罪被害者等支援条例について

説明

(事務局)

令和5年4月1日に佐久市の方では犯罪被害者等支援条例を制定いたしました。

条例の目的は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するということです。犯罪被害者等支援につきましては法務省人権擁護局が作成した冊子にある17の人権課題のうちの11番目として位置づけられております。

長野県では令和4年4月1日に県が条例を制定いたしまして、佐久市としても条例を制定し、スタートしたところでございます。条例は全17条で構成をされておまして、ポイントは第12条、14条です。

日常生活の支援、経済的負担の軽減、こちらについては直接的金銭的な給付支援を行うものです。特に重要なポイントは、第15条市民等および事業者の理解の増進です。犯罪被害者の支援の必要性について理解を深め、二次被害を防止し、地域社会で孤立させることのないように広報、啓発、教育を行うというものです。

支援基本計画の概要版について、計画策定の趣旨、背景ですが、佐久市が条例を制定するきっかけは、佐久市内で起きた交通事故によってお子様を亡くされた遺族から令和2年11月に要望書が提出され、検討を進めたというところでございます。ご遺族の方からお話を聞く中で二次被害に苦しんだというお話が、特に多くありました。周囲から二次被害についていくつか例示していますが、この他にも「子供は横断歩道を渡っていたにも関わらず現場近くには横断歩道なんかなかったそういった記事が掲載された」、「被害者にも非があったのではないかと警察官から言われた」など、大変傷ついたとお話をされておりました。被害者遺族の方はお子様を亡くされたということだけでも大変つらい思いをされております。それに加えて、二次被害にさらに苦しめられます。

人権同和課といたしましても、今回この条例が制定されましたので、大きなテーマとして今年度は扱っていきたいと思っております。

(4) 人権同和教育副読本「あけぼの」について

講師：副会長 金森 輝雄 氏

説明

(副会長)

「あけぼの」ですけれど、これから夜が明けますよという意味でまさに人権の世紀

が始まります。ということで初版が出たのはずいぶん前のことです。ですから、初版が出た時の中学1年生もう62歳で学校では「あけぼの」使って人権同和教育がされました。

長野県同和教育推進協議会で作っており、とにかく同和教育を進めるにあたって指針になるものになるようにということで、丁寧に聞き取りをして、もっとこの面を充実しなければいけないということでやってきて、6回の改訂をしてきたわけです。これは2部構成になっていまして、「ともに生きる社会を目指して」というのが第1部（4、5ページ）です。第2部は「差別をなくすのは私達」ということで、同和教育です。

中学生向けに書かれたものなのですが、高校生、一般の方々も使えるもので、私も区主催の会議等で資料を使わせていただいております。小学校の低学年、中学年、高学年向けのものもあります。

「あけぼの」を作るにあたって基本理念は「無知」つまり知らないということが、差別を生んでいるのだと。正しく知ること、差別は解決への道を歩み出す。

いかにして正しく知るか、ということが非常に大事なところにあります。

人権同和教育は、10回受けたからもう大丈夫というものではないです。時々受けていかないと、使っている包丁が錆びてしまう。丸刃になってしまうように、人権感覚もやはり何回も何回も繰り返していかないと、鈍ってしまうということもあるわけです。

最後のページ「子どもの権利条約」について、42の項目がある中で2番目が「差別の禁止」です。一番目は子どもの定義なので、実質「差別の禁止」が一番目となります。

それでは長野県においては、132ページに「長野県人権政策推進基本方針」があって必ず部落問題をはじめとする全ての差別だというふうになります。つまり同和教育問題は最初のところにあるということになります。106ページです。

部落差別の元、あるいは女性差別の元になるのは「穢れ」という意識ですね。

（106ページ読み上げ）

こんなふうに血を見るとこれが穢れると、考えられていたのですね。

こんなふうに私達が今まで知らなかったことがしっかり書かれております。

ですから、お葬式があつたりすると、年賀欠礼の話を出しますが、こういうことが元だったということがお分かりになります。

女性が社会進出できなかったのも、女性は出産・生理があります。ということで、こんなふうに忌中喪中の期間が決められていたので、社会に出ていくことができません。忌中の期間は人に会うこともできないわけです。

そんなことも一緒に考えていくと、他人事ではないというのが分かります。

差別をする心というのは同じであって、この差別はするけれどこの差別はしないということはなかなかないです。どんな差別でも全てします。だから、差別をしない、差別はしてはいけないのだということがわかると、他ところにもはっきりしていきます。

また、指導者には、「あけぼの」活用の手引きがあります。

ぜひご活用をいただくとありがたいなというふうに思います。まずは皆さんがし

っかりお読みいただいて、疑問に思うところがございましたら、人権同和の方まで来ていただければ、しっかりまた回答をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑意見

(委員)

このあけぼの歴史が総額60年以上あってですね。実際に長野県の中で、このあけぼのを使っている学校が地域によってだんだん減ってきている。佐久市は前から使っていると思うのですが、今現在、例えば今日はお集まりのそれぞれの委員の皆さんも各団体の中でどんな形で使われているのか。あるいは市の方でこのあけぼのがどのように使われているのか、ちょっと聞かせいただければと思ひます。

(事務局)

佐久市といたしましては各学校への配布と、あとは一昨年企業人権126社の各企業に配布させていただきました。また人権同和教育推進員の皆様にも配布しまして、日頃の地域での講師を務めていただく際に活用をいただいているところでございます。それから公民館の方にも配布して見ていただけるように、お配りしてあります。ですから一般の方が訪問して手に取って読むことは可能です。加えて図書館にも置かせていただいておりますので、利用する方が見ていただくことができるようになっています。

(委員)

企業には何冊ぐらい配っているのですか。

(事務局)

1社1冊配布しており、コロナ渦で研修会が実施できなかったのが研修の代わりとしてお配りしました。

また、企業へは同和問題に関する研修DVDなども配布し、企業で活用いただけるように配慮をしている状況でございます。

(委員)

例えば、今日それぞれの委員の皆さんがそれぞれの団体の代表で来ているわけですが、このそれぞれの団体の方でも配布されているということですか。

(事務局)

今日皆様にはお配りさせていただきましたが、それ以外に各団体に配布はしていません。各団体の方からお問い合わせいただければ私の方からご連絡して、長野県同和教育推進協議会につなぐことはできます。

(委員)

ぜひ各団体の配布してもらえればいいかなというふうに思ひます。

(委員)

お読みいただいて、うちでも用意してもらいたいという場合は人権同和課にお問い合わせください。

(委員)

感想とか意見になりますけれども、できるだけ子どもたちもそうだけれども子どもたちを指導する立場の人たちにわかってもらいたい。

あけぼのは1部2部というふうになっていて最初は人権問題がいっぱいありますよという形で人権問題について書かれています。

第2部が部落差別をなくすってということで、ポイントなのは、あけぼのがもう60年以上の歴史を持っている中で、最初部落差別をなくそうというところが始まっているわけです。

この部落差別をなぜ中心にやってきたかっていうところが日本の社会の仕組みです。先ほど穢れの説明していただきましたけども、まさに穢れ意識というのが日本の日常の中で、今現在までずっと続いている。

だからLGBTにしても性のいろんな問題とか結婚の問題とか、様々なものがありますが、構造としてあるというところが、なかなか解決できない、進まないということだと思う。アメリカのアファーマティブアクションいろんな判決を覆してきているという話があったが、逆差別だという言い方が出てきて、特に同和対策事業とか、教育に対しても、逆差別ってという言い方が相当された。だから構造的には全く同じです。なんで逆差別などと差別されている側の権利が、逆に差別している側の権利を侵害しているってこういう逆転現象がアメリカでも出てきています。

だからこの構造はやっぱり捉えてもらわないと、人権問題でなかなか進まないというふうに思いますので、だから日本の中においてはこの部落差別の問題というのもそういう仕組みの構造としてずっと続いているのです。

穢れっていう問題と、それから避けて、忌避そういう構造がずっと続いているわけですから、ぜひこのあけぼのがやっぱりそういう役割を果たしていくというふうに思いますので、それぞれのところで活用してもらいたい。学校の方で推進員の皆さんを招いて先生たちの勉強会をやってもらいたいということが一つあります。

その辺学校に対する支援がゼロってことはちょっとね、おかしいかなというふうに今日はこの説明していますけども、だからそこからまず行かないといけないと思う。学校の先生たちがこのあけぼのをやっぱり理解して子どもたちに伝えてくれないとこれは繋がらない。その辺のところをぜひ本当にやっていただきたいという意味で今日は非常に良くあけぼのの価値について見ていただきましたので、ぜひ進めていただきたいということをお願いしております。

5 その他 当面の研修会等

○東信地区人権教育スキルアップ講座について

○人権同和教育講座について

6 閉会